

**令和5年度
岐阜県手話言語の普及及び意思疎通手段の利用促進に関する推進会議
【結果概要】**

1. 日 時：令和5年7月12日（水） 14時00分～15時15分
2. 場 所：岐阜県水産会館 中会議室
3. 趣 旨：「岐阜県手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用促進に関する条例」に基づき、基本的施策に推進に向けて、意見・要望をいただくもの

【主な発言】

令和4年度手話言語条例関連事業の取組状況について

- 条例をきっかけに、手話に対する理解が広がりつつあると思っていたが、まだ理解が得られていない部分もあるため、啓発がもっと必要ではないかと感じた。
- 2025年に東京でデフリンピックが開催されるため、共生社会をつくる大きなきっかけとして広めていきたい。
- 盲ろう者通訳・介助者の養成において、通訳・介助者をどのように増やしていくのか、また、盲ろう者通訳・介助者の高齢化が進んでおり、今後の養成における長期的な課題であると感じた。
- 失語症者意思疎通支援者派遣の申請がスマホにより申請可能となり簡略化されたが、申請する際の入力項目等に改善すべき点もあるため、担当者と調整を図り、より良いものにしていきたい。
- 小学校などの福祉に関する総合学習に活用できる障がい福祉に関するパンフレットやテキストがあるとよい。
- 聾学校の生徒が手話通訳の派遣制度を認知しておらず、社会に出た時に活用できない可能性があるため、今後は、制度の活用方法等を在学中に身に付けておく必要があると思う。
- 聴覚障がいのある方が緊急通報できる110番アプリについて、通報までの手順が多いため、もう少し端的に情報を伝えられるように、障がいのある当事者として開発に協力していきたい。
- 障がい者総合就労支援センターにおいて、障がい者を対象とした職業訓練校がある。職業訓練により、いろいろな分野でスキルを持った方を育て、企業の中で活躍してほしい。
- 病院では、簡単な手話や筆談を行う体制はあるが、病気や薬の説明をする際に伝わりづらいことがある。手話通訳者などの派遣事業を活用し、意思疎通支援の派遣者が同行することで、よりスムーズに意思疎通ができると感じた。
- 災害が多くなっており、緊急時の対応を意識して考える必要がある。障がいのある方に対し、いかに情報発信や対応していくかを考えていかなければならない。

- 障がいに対する専門性の高い教育が必要であり、県においては、教員の資質向上に向けたコアティーチャーを各地区で認定して、取り組まれている。しかし、教育現場では、まだ課題があると感じている。
また、学校での障がいに関する理解啓発が大事な役割を担っていると考えており、理解するだけで終わらず、生き方教育に繋げるなど共生社会を豊かにするために推進していく必要がある。
- 盲学校には、あんま・マッサージ師、はり師、きゅう師の資格取得を目指す理療科があるが、生徒が減ってきている。理療科の卒業生は、学校卒業後、開業や高齢者福祉施設へ行くことが多いが、今後は、企業の中のヘルスキーパーとして働くなど、卒業後の進路の整備を進め、生徒を増やしていきたい。
- コロナ禍の中でも、病院の協力により音声機能障がい者への発声訓練教室を実施し、定員の3～4割の参加者があった。今後も病院の先生方と連携し、音声機能障がい者が第2の声を習得し、社会に復帰する手助けをしていきたい。
- 視覚障がいのある当事者は、点字版の資料などが提供されないことが当たり前という考えがある。まずは、当事者自身が、できる範囲において点字版の資料などがあることが当たり前であることを知るところから取り組んでいきたい。
- 障害者差別解消法や手話言語の条例等は、障がいのある当事者や当事者団体のための法律や条例である。お互いのことを知る情報交換を含め、まだ足りない部分がある。
- 障がいのある方が不安に感じたことがあった場合は、障害者差別解消支援センターや障害者社会参加推進センターなど相談可能な機関があるため、伝えることも一つの役割として、利用していく必要がある。
- アプリなどの利用において、当事者が利用する上で感じた不具合などがあれば、アプリを開発した機関などに伝えていく必要がある。
- 障がいのある当事者などが、声を上げていかなければならない部分も当然あり、これでよいと思ったら前に進めないということもある。
- 本会議の意義を大切にしながら進めていく必要がある。